

## 懇談会等の参加者に対する謝礼の金額等に関する指針

(謝礼金額)

第1 要綱等で開催される懇談会等の参加者に謝礼を支払う場合、当該謝礼金額は、日額5,000円以内とする。

(広聴課長との協議)

第2 前項の規定を超える謝礼金額を決定しようとするときは、あらかじめ広聴課長と協議することとする。

附則

本指針は、平成26年4月1日から施行する。

附則

本指針は、平成30年1月1日から施行する。